

第 29 回 国立市まちづくり審議会会議録

日 時 場 所 議 題	令和 5 年 12 月 18 日（月）午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分 くにたち市役所 3 階 第 4 会議室 1 諮問：まちづくりの推進に関する事項について 沿道のまちづくりのあり方について 2 報告事項：景観づくりガイドラインの策定について 3 その他
出席委員 （敬称略）	田邊委員、大木委員、田中委員、渋谷委員 オンライン出席：西村委員、大川委員、荒井委員
事 務 局	北村都市整備部長、町田都市計画課長、秋山指導係長、落合主事、土田主事
傍 聴 者	2 名

第29回 国立市まちづくり審議会

田邊会長代理： 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第29回国立市まちづくり審議会を開催いたします。皆様には御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は会長が不在につき、まちづくり条例第56条第3項に基づき、私のほうで職務を代行いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただく前に、市側を代表しまして、都市整備部長から御挨拶をいただきます。

事務局： おはようございます。本日は御多忙のところ、第29回国立市まちづくり審議会に御出席くださいまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国立市に御指導、御協力賜りますことを改めて御礼申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、前々回に諮問いたしました「沿道のまちづくりのあり方について」を引き続き御審議いただきたいと考えております。今までの御丁寧な審議を踏まえた中で、本日取りまとめとなろうかと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、本年度策定を進めております景観づくりガイドラインにつきまして、その進捗を御報告させていただきます。景観づくりガイドラインにつきましては、来月パブリックコメントを行う予定でございますので、そちらに先立ちまして、現在の策定状況を御報告させていただくものでございます。

本日は本当にどうぞよろしくお願いいたします。

田邊会長代理： どうもありがとうございました。

委員の出席であります。現時点で福井会長、松本委員、鶴田委員、石川委員、佐伯委員より欠席の連絡を受けておりますので御報告します。また、本日は西村委員、大川委員、荒井委員の3名がオンラインでの出席となりますので、8名の出席となります。したがって、条例第56条第5項の規定に基づき、過半数に達しておりますので、これより会議を進めさせていただきます。

審議に先立ち、まず事務局から説明しておきたいということがありますので、お願いいたします。

事務局： 事務局から一点、資料の取扱いについて御説明いたします。審議会の会議資料には、個人情報や法人情報に近い内容が含まれている場合もあり、未決定の建築計画の図面を取り扱うこともございます。明らかな個人情報は黒塗りさせていただきますが、基本的には会議の中だけで使用する資料となります。委員の皆様には、外部に会議資料の情報等が流れないように、資料の取扱いには十分に御注意いただきたくお願い申し上げます。特に具体的な建築計画の資料につきましては、その案件が終了しましたら、破棄していただくようお願いいたします。会議後、テーブルの上に資料を残していただければ、市で回収して破棄をさせていただきます。

また、今、時折メールで資料等をお送りさせていただくこともあるんですけれども、その資料等につきましても会議終了後に削除していただくようお願いいたします。

事務局からは以上になります。

田邊会長代理： よろしいでしょうか。

本日の議題ですが、第1が「諮問 まちづくりの推進に関する事項について」として、沿道のまちづくりのあり方について、議題2が「報告事項 景観づくりガイドラインの策定について」、議題3が「その他」ということで、計3件。終了時刻は12時頃を予定しております。

それでは、事務局から本日の配付資料を確認していただきたいと思います。

事務局： それでは、配付資料を確認させていただきます。配付資料につきましては、事前にお送りをさせていただきました。

初めに開催通知になります。2枚目が議事日程、裏面に資料一覧が載っております。それから、続いて資料1として沿道のまちづくりのあり方についての答申案、これがA4で2枚になっております。続いて資料2として「景観づくりガイドラインの大規模建築物編 素案」と書かれたもの、それから資料3として「景観づくりガイドライン広告物編 素案」と書かれたもの。

続きまして、当日配付資料になりますけれども、2つお配りしております。1つが「審議会からの意見と対応について」というもので、A4、1枚、横のもの。それから当日配付資料2ということで、上に「コラム 宣伝効果を高める広告物とは？」というものになっております。

オンライン出席の方にはつきましては、直前で申し訳なかったのですが、メールでデータをお送りさせていただいておりますので、そちらにて確認をいただければと思います。

資料につきましては以上でございます。配付資料に不足等がございましたら、御用意をさせていただきます。以上となります。

田邊会長代理： 皆さん、配付資料に不足はないでしょうか。問題ありませんでしょうか。よろしいですね。

次に、本日の審議会の公開について確認をさせていただきます。個別具体的な議論をする際には、部分的に非公開とすることも想定されますが、今回は非公開とする情報は含まれておりませんので、公開する形で進めることで、異議はないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

田邊会長代理： ありがとうございます。異議なしということですので、本日の審議会は公開とさせていただきます。

それでは、議題1「諮問 まちづくりの推進に関する事項について」として、沿道のまちづくりのあり方についてです。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： それでは資料の説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。こちらが前回までの議論を踏まえて答申案としてまとめたものになります。合わせて当日配布資料1を御覧ください。こちらが前回審議会の中で取りまとめた意見と、そちらに対する対応をまとめた表になっております。両方を使いながら御説明をさせていただきます。

前回の審議会で、こちらの当日配布資料1にありますように、大きく8つの意見がございました。左側に審議会から出た意見、右側にこちらに対する答申への反映状況とい

うか、対応状況となっております。上から順番に御説明いたします。

1 番目、構成。こちらについては異論がなかったということでございましたので、特に変更はしてございません。

それから 2 番目、低層部の店舗につきましてなんですけれども、より強い表現をということでございましたので、「あったほうがよいのではないか」というところを「仕組みを求めたい」というような形で改めさせていただきました。また、そもそもまちづくり条例の施行規則のほうに店舗の規定がございますので、「より」という言葉を追加してございます。

それから 3 番目、都市計画の課題についてというところにつきまして、こちらについても都市計画での解決に委任するような表現としていただきたいということでございましたので、そのような表現とさせていただきます。

それから 4 番目、他の沿道のお話もということでございましたので、なお書きを追加しまして、他の沿道についても言及を追加いたしました。

それから 5 番目、こちらにつきましては、市民の意見をというお話ですが、これはもともと前回の資料の中にも入れてございましたので、こちらについては変更してございません。

それから 6 番、7 番、都市計画と景観とそれから地域特性、地域性のお話がありましたが、こちらにつきましては書かれている中で結構重複して書かれている場所がございましたので、そちらを整理させていただいた上で、文言が長いということでございましたので、趣旨を踏まえた中で整理をさせていただきました。

それから 8 番、景観の取扱いというか、規定要件のところにもうまく①の内容をつなげていただきたいということでございましたので、文言修正をしまして、①の意見を受けて規定要件を整理するというところで記載をしてございます。

こちらの答申なんですけれども、結果的なところで端的に申し上げますと、根本的な解決というのは地区計画なのではないかということがあったのと、それから市民が都市計画とまちづくりについてよく知らないというのは問題であるというお話があったのと、市民とよく話をしていただきたい。それから、都市計画的解決というのは時間がかかるので、今回ガイドラインを作成していくということであれば、そういったことの中で対応していったらよいのではないかということ。それからガイドラインのお話として、景観形成基準の中に地域特性が入っていないので、そこを見直した中でガイドラインの作成をしたほうがよいのではないかとということで御意見をいただいたということで、こちらのものが答申案として整理をしたものとなっております。

説明としては以上になります。

田邊会長代理： ありがとうございます。

本件は、沿道のまちづくりのあり方についての続きになります。本日は答申の取りまとめになります。内容については前回まででおおむね整理がついておりますので、本日は文言整理を中心に行い、答申として取りまとめたいと思います。事務局のほうで答申案としてまとめてくれましたので、こちらを基に確認を行いたいと思います。

まず全体的なところを確認したいのですが、今回のまとめについて、今までの議論か

ら食い違い、あるいは漏れといったようなことはございませんでしょうか。この辺りの観点から御意見、御質問がある方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

資料に関しましては、今回、当日配付資料ということで、意見とその対応ということで、私のほうでも確認をさせていただきましたけれども、おおむねこれまでの意見は反映されているようにも感じておりますが、何か補足したいこと、それからこういう発言をしたけれども漏れているということがございませんでしょうか。

大川委員、お願いいたします。

大木委員： 前回審議会の6番、7番の件のところの文言整理をしていただいたというところだったんですが、具体的にどこを整理して、今回どの辺に反映されているのかというのを教えてください。

事務局： 御説明をさせていただきます。

前回、景観とまちづくりの項目で、地域特性のお話が重複されて記載されていたんですね。2つにまたがって同じような話を書かれていて、それがちょっと分かりづらいところがあったのかと思いましたので、その辺りを1つに整理させていただいて、都市計画と景観の両方をうまく回していかなくてはいけない、そこをやっていくためには地域特性を踏まえてやっていかなくてはいけないということで、整理をさせていただいております。

大木委員： 3と4のところですか。

事務局： そうですね。おそらく数行にわたってほぼほぼ同じような内容が書かれていたもので、そこを整理しました。

田邊会長代理： これは2回にわたった部分もありますので、大きくは都市計画はハードで景観がソフトであるというようなところが必ずしもそうではないというところで、今回の答申案について反映されているという考え方でよろしいのかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。田中委員、お願いいたします。

田中委員： 3ページ、(3)の景観についてということで、この辺の前段の言葉なんですけれども、「今の国立の景観は、もともと国立に愛着のある人たちの自制心によってつくられてきた」という「自制心」という言葉が、ちょっと自制心ではないかなと。何ていう言葉がいいのか、下の段の「事業者に対し、明文化されていない自制心を求める」というところに多分つなげようと思って、ここで自制心という言葉を使ったんだと思うんですが。

田邊会長代理： 実は私もこの表現には少し違和感がありまして、例えば「誇り」あるいは「周辺への心遣い」というように書き換えたかどうかというような意見を事務局と交換していたところがあります。我慢しているということではなくて、やはり国立が好きで、国立をよくしたいという思いがあるということここでは伝えるべきかなと私も思います。

いかがでしょうか。私のほうで「誇りや周辺への心遣い」というふうに書き換えるということを提案していますけれども、何かほかに適切な表現があればここで確認したいと思います。

田中委員： 「誇り」のほうが私は好きですね。

田邊会長代理： そうですね。今回が取りまとめになりますので、できるだけ逐一確定するような形で

まとめてまいりたいと思いますけれども、「誇り」ということでいかがでしょうか。特に違和感がないようでしたら、自制心よりは誇りであると考えたほうがよろしいかと私も思いますので、そこは誇りということで自制心を書き換えてください。お願いいたします。

田中委員： 両方とも、2か所とも誇りでいいのかな。

田邊会長代理： いや、多分、事業者は誇りというのは、そういう事業者さんももちろんいますけれども、必ずしもそうではないかなと思います。大川委員、お願いいたします。

大川委員： 両方あったほうがいいと思います。「誇り」と「周辺への心遣い」。

田邊会長代理： ありがとうございます。

大川委員： なかなか外から来た人に誇りと言っても分かりづらいですね。

田邊会長代理： ということですが、特に市民側の立場としては「誇りや周辺への心遣い」ということで記載を改めるということにさせていただきますが、異存等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。この点については書換えをお願いします。

事業者側の立場という意味では、ある意味の自制心ということで、私はこれでいいのかなと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

田中委員： 国語的になると思うんですけれども、いきなりここで自制心が出てきてしまうとあれなので、ごめんなさい、僕もあまり国語が得意ではないのですが、「もし事業者に対し、このような明文化されていない自制心を求める」、「このような」というのが上の誇り、周辺の心遣いということになると思うので、その一文を明文化の前に入れておいたほうがよろしいかなと。

田邊会長代理： 前段で受ける言葉ですね。そうしましたら、「このような明文化されていない自制心」ということですね。市民と同等のということになると思いますけれども、「このような」ということを入れていただきます。ありがとうございました。

ほかはございませんでしょうか。あとは、てにをはの問題とか言葉の語順の入替え等があれば、合わせてここで確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、今の2か所について訂正をしていただきたいと思います。1つは「国立に愛着のある人たちの自制心」ということではなくて、「誇りと周辺への心遣い」ということに書き換えていただくということ。それからもう1つは、事業者の自制心の部分。2行後に「このような、そのような」というような受ける言葉を入れていただきたいと思いますということで、意味が通じやすくなるのではないかと思います。

今回は答申になりますので、少し慎重に審議をしたいと思いますが、ほかはいかがでしょうか。3回目になりますので、おおむね取りまとめについては方向が見えているかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

田中委員： 私は満足しています。

大木委員： 4ページの2段落目の冒頭に、「これからの人口減少社会を迎えるにあたり」という言葉があるんですけれども、議論してきたこと人口減少社会による影響だけというわけではないかなという気がしています。例えば今まで土地を持っていらっしゃった方が土地を手放して、新しい事業者の方が購入してというような、人口が減少していなくても

起こり得る現象なのかなというような気はします。この辺の書き方は何が正解かというのは分からないのですが、必ずしも人口減少社会のせいにするのはちょっと限定的過ぎるかなという印象を受けています。表現としてなくてもいいのかなという気がします。

田邊会長代理：　そうですね。ここをなしにしたときに、少し言葉が唐突にならないかというのは気になるところですけれども。

大木委員　：　「今後の」でもよさそうな気はします。

田邊会長代理：　そうですね。「今後の」ということですが、少しお待ちください。大川委員、お願いいたします。

大川委員　：　人口減少社会という話、僕もしたような気がするんですけども、「国立市のまちのあり方については、みんなで考えていかなければならない」というのは、もちろん人口減少だけの話ではないのですが、これを考えるに当たって、東京都の多摩地区というところの位置関係において、人口減少のときの国立のあり方というのが、今後のあり方を考えるすごい強い要因になってくるのではないかという思いがありましたので、そういうふうなことを入れたらどうかということをお話ししたかと思います。

田邊会長代理：　ということですが。

大川委員　：　文章的には調整が必要で、もちろん取っても大丈夫ですが、書いておいたらどうかなと。

田邊会長代理：　一つの契機にはなるということですね。ということですが、いかがでしょうか。ちょっとすり合わせをここでしておきたいものなので。

必ずしも人口減少ということだけではないわけですが、ただこの文章がかなりさっぱりしていて、「国立のまちのあり方については、みんなで考えていかなければならない」というのがとてもさっぱりした表現で。例えば、最近よく使われる言葉ですけれども、「みんなで」ということを「自分のこととして」とか「自分ごととして」ということで、きちんと当事者感覚を持っていただくということが私は大事なかなと思ってまして。ここの「みんなで」というのがかなり抽象的ではあるので、自分のこととして、自らの問題としてというようなことを少し明らかに書いていただいたほうがいいかなというのは、私は感じているところです。少しふわっとしている感じがしますね。

ということで、ちょっと私が違った観点から意見を申し上げましたが、ここでは一旦「人口減少社会を迎えるにあたり」というのは残しておくことにしたいと思います。それと、「まちづくりのあり方については、みんなで考えていかなければならない」ということについて、少し「みんなで」のところに言葉を補足していただいて、「自分のこととして」というような書きぶりにしていただくと、より主体性が明確になるかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。特にないようでしたら、無理に絞り出しても仕方ないことですので、この形でまとめさせていただきたいと思います。

この審議会の中では、沿道のまちづくりというのが個別具体的な案件の審議等も含めて、常にいい動きになる場所でした。そういう意味では、今回こういう形で答申をまとめていただいたというのはとても画期的なことですし、これを契機にぜひまちづくりについて市のほうでもしっかりと取り組んでいただきたいと感じているところです。

それでは、議題1に関しましては一部修正をしていただいて、その修正をもって答申とさせていただきます。答申については一部修正がありましたので、食い違いがないかだけ、後日メールで確認をさせていただきます。皆様、その節はよろしくお願いいたします。メールでの確認ということになりますので、そこから新たな議論ということではないので、その点については御了承いただきたいと思います。

それでは、以上で、議題1「諮問 沿道のまちづくりのあり方について」を終わります。

続きまして、議題の2「報告事項 景観づくりガイドラインの策定について」です。事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局： それでは資料の説明をさせていただきます。資料2「景観づくりガイドライン大規模建築物編 素案」を御覧ください。

まず初めに、こちらのガイドラインにつきましては、大規模建築物編を作成する背景や目的について御説明をさせていただきます。大規模な建築物等はまちづくりに与える影響が大きいことから、景観条例に基づく大規模行為景観形成基準や景観づくり基本計画の内容を基に、事業者に対し窓口で様々な指導を行っております。しかしながら、現状、色彩や地域特性に関しては具体的な内容がなく、またそのほかの基準についても内容がやや抽象的な言葉をよりどころとしながら指導を行っている状況であり、その解釈について、市と事業者では開きがあることが多くございました。このような中で、今の手持ちのものだけでは事業者への指導に限界があることから、より具体的な基準を示した中で指導を行う必要があると考え、ガイドラインの策定を行っております。

こちらの大規模建築物編の特徴といたしましては、大きく3つございます。1つ目が地域特性に応じた景観づくりの解説、2つ目が大規模行為景観形成基準に関する取組事例の紹介、3つ目が色彩に関する具体的な基準の設定でございます。

1点目の地域特性に応じた景観づくりについてですが、ここで6ページを御覧ください。市が定めた景観づくりの将来像、またそれに基づく市内全域の景観づくりの方針を踏まえ、大規模建築物、特に景観づくりの方針の一つである周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫に該当するようところで建築計画を行う際に、踏まえていただきたい地域特性の内容について解説を行っております。

具体的には、市内全域を地域特性に応じて「低層系住宅に関するまちなみ」「中高層系住宅に関するまちなみ」「農地と住宅が混在するまちなみ」「業務系施設と住宅が混在するまちなみ」、以上4つで区域分けを行いました。そして、その上で市内の景観として特徴的な要素を持つ「崖線地域のまちなみ」「駅前まちなみ」「幹線道路沿いのまちなみ」の3つについて区域を設定しております。

一枚おめくりいただきまして、7ページ、こちらはまだ完成には至っておりませんが、それぞれの地域特性を踏まえた上での景観づくりの内容について、イラストを用いた形でポイントの解説を行っております。

続きまして、2点目の大規模行為景観形成基準に関する取組事例の紹介について、こちらは11ページを御覧ください。先ほどと同じく大規模建築物、特に周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫が求められるような場所で、建築計画を行う際に確

認すべき建築物のポイントについて取り上げ、解説をしております。

また、12ページ以降では大規模行為景観形成基準の各項目について、取り組んでいただきたい内容を取り組みの工夫例という形でまとめ、内容を解説しております。

また、こちらの大規模行為景観形成基準については、現在ガイドラインの作成と並行し、基準の見直しを行っております。9ページ、10ページには、暫定ではございますけれども、建築物に関わる大規模行為景観形成基準の内容について一覧で掲載しております。予定している主な変更点といたしましては、(3)の意匠及び形態、(4)の色彩の項目について地域特性に関する内容を追加するとともに、(8)で夜間景観、特に照明に関すること、(7)その他で太陽光パネルの設置に関することを新しく基準化しております。こちらについても、景観に関する配慮を求めていく予定でございます。

続いて3点目でございます。3点目は色彩に関する具体的な基準の設定でございます。ここで19ページを御覧ください。色彩の使用可能な色の範囲につきましても、今回、地域特性に応じて区域分けを行い、基準化しております。区域分けについては、先ほど御説明させていただいた地域特性ごとの景観づくりのポイントと同様でございまして、「低層系住宅を主とするまちなみ」「中高層系住宅を主とするまちなみ」「農地と混在する建物を主とするまちなみ」「業務系施設が住宅と混在するまちなみ」を念頭に4つの区域に分け、加えて特徴的な景観の見られる国分寺崖線のエリアについては別で区域分けを行い、それぞれ使用可能な色の基準化を行っております。

各地域について外壁と屋根で使用するこのできる色彩基準の範囲については20ページ以降で解説を行っておりますが、基準に当たっては、ガイドラインの作成に向けた基礎調査の結果、及び東京都色彩ガイドラインの内容を参考としております。また、今回、大規模建築物に関する本ガイドラインでは、陸屋根を除く屋根の色についても基準化を行う予定でございます。

以上が、景観づくりガイドラインの大規模建築物編に関する説明となります。

続きまして、資料3「景観づくりガイドライン 広告物編 素案」を御覧ください。

初めに広告物編の策定の背景や目的についてですが、基本的には大規模建築物編と同様でございまして、広告物についても現状の計画や基準では地域特性や色彩に関する具体的な基準がないこと、加えて広告物を対象とした景観づくりの内容が景観づくり基本計画の中ではあまり明示されていないことなどから、事業者等への指導に限界がある状況でございました。そのため、広告物についてもガイドラインを策定することで、窓口等における具体的な指導に生かしていきたいと考えているところでございます。

広告物編の大きな特徴といたしましては、大きく3つございます。1つ目が宣伝の効果をも高めるための広告物に関するコラム、2つ目が広告物の景観づくりに関する目標の設定、3つ目が色彩に関する具体的な基準の追加でございます。

1点目の宣伝効果をも高めるための広告物に関するコラムについてですけれども、事前に皆様にお配りさせていただいた資料では5ページが該当いたしますが、本日机の上に置かせていただきました、またオンラインで出席の皆様には直前に送付をさせていただいております、当日配付資料2で、以前のものから内容をより作り込んだものとして本日お示しをさせていただいておりますので、ぜひそちらの資料を御確認いただければと思

います。

こちらの内容については、効果的な広告であると我々が感じた内容についてコラムとして紹介し、広告物を作成する事業者の皆様に積極的にこの内容を取り組んでいただくことで、よりよい広告物づくりに役立てていただくことを目的としております。

具体的には、例えば当日配付資料の1ページ目、「ポイント1 情報は低層部にまとめて分かりやすくする」として示しておりますけれども、特に突出広告物などは高層階にそれが設置されることが多くございますが、実際にまちなかを歩く人が認識している範囲について明らかにすることで、視認性を高める広告物づくりのポイントとして生かしていただくとともに、結果として景観づくりにも寄与する形で誘導を図っていくことを目的とした内容構成としております。

続いて、2点目の広告物に関する目標設定についてですが、こちらについては資料3の7ページを御覧ください。こちらの内容については、大規模建築物編と同様に、市内全域の景観づくりの内容を基とし、広告物における景観づくりの目標という形で示し、広告物に特化した景観づくりの方向性を示しました。

8ページ以降ではこの目標を基とし、広告物に関する配慮事項を3つの視点から解説しておりますが、4つの目標に直接対応する部分が12ページ以降の「地域別の配慮事項」という項目で内容の解説を行っております。「目標1 にぎわいを演出する広告物づくり」は駅周辺、商店街を、「目標2 みちのシンボル性を向上させる広告物づくり」は幹線道路、商店街を、「目標3 産業と住環境の調和に配慮した広告物づくり」は日野バイパスや業務系施設が集積する地域を、「目標4 みどりや農地と調和した広告物づくり」は自然地・住居系地域を、それぞれの地域特性に応じた広告物の景観づくりの内容について、イラストを用いた形でそのポイントの解説を行う予定でございます。

続いて、3点目の色彩に関する基準化についてですが、こちらについては15ページを御覧ください。現在、大規模行為景観形成基準の広告物に関するところで色彩については基準があるものの、内容はやや抽象的なものとなっていることから、今回のガイドラインでは、大規模建築物と同様、使用可能な色の範囲について基準化をしております。設定に当たっては、大規模建築物編と同様、基礎調査の結果と東京都色彩ガイドラインの内容を参考にしております。

以上で広告物編に関する資料説明を終わります。

また、ガイドラインに関する今後の予定でございますが、年明けにパブリックコメントの募集を実施する予定でございます。そこで出た御意見を取りまとめ、これを反映させたもので、改めて審議会にて確認をしていただく予定でございます。

以上でございます。

田邊会長代理： ありがとうございます。

以前の審議会で、本年度、景観づくりガイドラインの策定を行うという説明が事務局からありましたが、その進捗ということで説明をいただきました。今回は報告事項ということでございますので特に議論するものでもないのですが、せっかくの機会ですので、少し時間を取って皆様からの意見や質問を受けてはいかかかと思っております。事務局としては、よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

それでは、この件で御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。大川委員、お願いいたします。

大川委員： よろしいですか。すみません。このガイドラインは、今回のまちづくりの沿道のあり方についての答申案がありますよね。これは当然まだ反映していないという形ですよ。

田邊会長代理： 答申案の中で、後半のところに、現状の課題に対応するために地区計画以前に行う施策ということでこのガイドラインが位置づけてあるということで、2つの関連性がありますけれども、沿道のまちづくりについて十分にここに反映されているかどうかということも含めて、御意見があれば、今お伺いしたいと思います。

大川委員： まだ答申を出していないので、当然反映されていないものだと思いますけれども。

田邊会長代理： それはそうですね。

大川委員： それについて、答申の内容をこう反映したらどうかという話を今日するというのですか。

田邊会長代理： 今日は確認というか報告なので、これに関して今の時点でお伝えいただきたいことがあれば可能な範囲で反映していただきたいと思いますので、お伺いするという事です。

大川委員： 分かりました。気がついたことがあれば反映していきたいという話で、案が出来上がった段階でもう一回見ますよという形ですね。

田邊会長代理： これについてはいかがですか。

事務局： 案としてまとまった段階で諮問をさせていただく予定でございます。

田邊会長代理： ということです。

大川委員： 分かりました。それでは個別の話をしていってしまっていていいんですね。

田邊会長代理： 気づいたところがあれば伺っておきます。

大川委員： 分かりました。まだ当然反映していないのであれですけれども、低層部の店舗用途をというのを答申のほうで言っているわけなんです、ガイドラインのほうでこういったものが中には記載がされていないような気がしますので、どこかにそこを誘導するような記述を入れていただいたほうがいいかなと思いました。

それから、これもこれからなんでしょうけれども、6ページの景観づくりのポイント、四角の中の7番「骨格となる道のシンボル性の向上」というのが、これが読んでよく分からなかったんですね。幹線道路沿いのまちなみというのは、今回話題に出している大学通りですとか、旭通りですとか、富士見通りのことだと思うんですが、「骨格となる道のシンボル性の向上」というのはどういったことを言っているのかなというのがよく分かりませんでした。

それから、まだ途中だと思いますので気がついたところなんですけれども、17ページの景観形成の取り組みの記載のイメージというのがあって、(1)のところ、高さともちなみとしての連続性というところにスケッチが描いてあるんですが、周辺の建物との連続性に配慮し突出した高さとしなないということで、大きなものを壁面線とか軒線を合わせた形にしているんですけれども。

今回話題になっているのが、容積率を目一杯使った場合に図のようなことができないから、その対応を考えないといけないですねという内容ですので、絵的にはこうやって描いてしまうと、これは要するに容積率を低くしなさいという話と一緒に、絵とし

て認知できるためにはちょっと違う描き方をしなければいけないのかなと思いました。一般的に、こういうガイドラインを見るとこういう絵がいっぱいあるんですけども、権利とかそういったものは全然反映していない、本当にイメージだけの話になってしまって、もうちょっと具体的にやったほうがいいのではないかという気がしました。

それから、分からなかったのが、6ページの四角の中の1から7までの景観づくりという分け方と、19ページの色彩基準の区域図というのが、分け方が変わっているところがあるのですが、そういったのはどうしてそうなったのかなとかいうのがよく分からなかったです。

すみません。まだかもしれないですけども、取りあえずそのくらい。

田邊会長代理： 分かりました。大きくは4点あったかと思います。1つは低層部の店舗用途を誘導するような書き込みが欲しいということですが、これについてはいかがでしょうか。

事務局： こちら、事務局のほうでもそこについては悩んでいるところがございます。この話って景観かどうかというのがちょっと微妙だなと思って、要はまちづくりの話ではあると思うんですけども、景観と言われるとどうかというところがあって、そこをガイドラインの中で書いてしまっているのかというところが悩んでいるところでございます。なので、今日いただいた意見も踏まえた中で、引き続き検討していきたいと考えております。

田邊会長代理： 店舗用途というのはかなり限定的な描き方ですが、例えばにぎわいの連続性とか、そういうことは景観の中でもよく使いますし、にぎわいの連続性の中に店舗用途を誘導するというような観点も入ってくるのかなと思います。

2番目のところでは、6ページにありましたけれども、「骨格となる道のシンボル性の向上」ということで、これについては続く7ページのところで、この後具体的に何か記述すると思いますが、少し分かりにくいということですので、ここについてはしっかりと趣旨が伝わるようにしていただきたいということと。あともう一つは、私のほうでも感じましたけれども、シンボル性の向上というふうに書いてしまうと、また今回の答申と違う考え方、異なるような考え方にも見えてきますので、そこについては書き方を工夫していただきたいと思います。

それから3番目、17ページの絵ですが、これについてもこの後多分書き込みが充実してくると思いますけれども、これについては非現実的なことを書いても仕方ないので、現実的な対応、方策についてしっかりと検討して反映をしていただきたいということだと思います。

それから、これは確認したほうがいいと思いますけれども、6ページの1から7までの区分、これは地域特性に応じた区分ですが、これと19ページの色彩関係の基準の区分が異なっているけれどもということですが、これについてはいかがでしょうか。

事務局： 御説明をさせていただきます。基本的には一緒なんです。ただ、申し訳ございません、今、イラストがそもそも違う絵の描き方をしているということと、説明も足りないところがあって分かりにくいだろと考えています。ただ、基本的な地域の分け方については一緒なんです。

じゃあ、何が大きく違うんですかという話になってくると、色彩のところにつきまし

ては、基本的には市の現状を踏まえた中で東京都の景観の色彩ガイドライン、この基準を今回落とし込んでいます。東京都のものは区部だと60メートルで、市部だと45メートル以上のものが対象になってくるので、都の色彩ガイドラインは国立では基本的には対象にならないんですね。

ただ、それだと指導ができない。今までも色彩ガイドラインに基づいて指導はしていたのですが、結局根拠としては薄かったというのがありますので、今回東京都の色彩ガイドラインの色彩基準を、国立市の基準に規模感を落としました。色彩のベースの色は一緒なんですけれども、要は対象をまちづくり条例、あるいは景観形成条例に関わるものについては基本的にはこの色を守って計画してくださいというお話で、それ以下の規模についても、これ、いいものですから、できる限りこれにかなう形でお考えくださいというのが市の基本的な色彩に対する考え方をお示ししています。

そうした中で、国分寺崖線だけはどうしても東京都のほうで地域として特出しをしているのがありますので、ここの色彩の中で改めてそこを書いたということ。この辺りが大きな違いとなっております。

田邊会長代理：　すると、2から6については、6ページの1から7のいずれかに……。

事務局：　基本的にはエリアの線の描き方は一緒なんです。ただ、図の表記の仕方がよくないですし、その説明が足りていないと思っています。

田邊会長代理：　分かりました。では、その整合性が見える形でまとめていただければと思います。

事務局：　ありがとうございます。

田邊会長代理：　よろしいでしょうか、大川委員。

大川委員：　両方とも、①から⑦がつけていますので、その辺は記載したほうが分かりやすいかなというような気がします。

田邊会長代理：　ありがとうございます。

田中委員、よろしいですか。

田中委員：　資料3のほうの広告編についてということで、対象とするというような形になっている広告物が4ページに書いてありますが、これは既存の建物も対象になってくるという考え方でよろしいでしょうか。

田邊会長代理：　事務局、お願いします。

事務局：　基本的には、まちづくり条例とか景観形成条例というのは新しく建てるもの、あるいは変更するものに対してのお話ですので、既存の広告物あるいは建物が基準に適合していないからこれは駄目ですか、直さなければ駄目ですというものではなくて、新しくやるときにはこの基準に適合するようにお考えくださいねという意味で作成をしております。

田中委員：　ありがとうございます。にぎわいが国立のまちなみにある中で、できれば既存のものに対しても、規制をかけることは難しいのかもしれないのですが、努力をしてほしいというような発信ですとか、あとは助成金等を活用することによって、既存のまちなみが少しでも新しいガイドラインの広告だとか、あと夜間の照明だとか、いろいろな話があったとは思いますが、調和をしてくるような施策になってくるとうれしいなと思っています。

ただ、その中で商工会という形になってくると、むやみやたらにやれやれではなかなかやれないので、お金を出すというところが重要になってくるのかなと思います。

田邊会長代理： そのような意見でしたけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局： 一旦御意見までということになるかなと思っているのですが、今回ガイドラインなので、ちょっとそちらのお金の話にはなかなか踏み込めないで、その辺りは御意見として、今後の景観づくりのほうの施策のところでは何か検討できればなと考えておるところでございます。

田邊会長代理： 屋外広告物に関しては、同じようなところがやはりどこでもありますけれども、既存のまちなみが期待する方向にきちっと誘導されないと、新しいものもそれに沿ったものになりにくいということがありますので、広告物に関しては例えば許可の更新などがありますので、そういう機会を捉えて、既存のものでもそのままということではないような形で工夫していただけるといいのかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。大木委員、お願いいたします。

大木委員： 先ほどの大川委員の意見と同じなんですけど、幹線道路沿いのシンボル性の向上の表現が抽象的な中で、何ををもってシンボル性なのかというところが見えていないかなという印象です。先ほど商業の用途を理由としたらどうかという意見もあったと思いますが、それだと用途の話になってきてしまうので、景観というフレームからはみ出る部分もあるかなと思います。

考え方としては、人が集まる風景をどうつくっていくかという視点なのかなと思うんですね。まちなみとして何か伝統的なものがあるわけでもないし、デザインとして特徴があるわけでもないで、国立の市民の方の生活の風景みたいなものが可視化されるといいのかなと思います。商店に限らず、例えば窓面を少し大きくして建物の中と街路側との関係性を生み出すようなしつらえを積極的に利用するとか、夜間も少し安心に、寂しい風景にしないみたいな、そういうようなところが表現できたらいいのかなと思いました。

2点目が規模のところなんです。これも先ほど大川委員が御指摘のところなのですが、周辺のまちなみに調和しましょう、という書き方はよくあると思うんですけど、そうすると、高いものが増えていくとそれがある種の基準になっていくようなところも言えなくはない。街路樹の高さを基準にしましょうと書いているところは、それが普遍的な基準になんですけど、そうではないところは、既に高いマンションが建っているところに関しては、それと比べて高くないですよというような話ができなくもないです。というところもあるので、その辺の書き方は気をつけたほうがいいと感じました。

もう一点だけ、屋外広告物についてコラムという書き方をされていて、これは僕もすごい大事なかなと思っています。実際に屋外広告物のときに問題になるのはこういうところだと思うんです。これはコラムではなくて、もう少しちゃんとした書き方にしたらもっといいかなと思いました。屋外広告物のデザインのあり方として提案するぐらいの、正式な位置づけとしたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

田邊会長代理： ありがとうございます。大きくは3点あったかと思います。

1つは、先ほどの6ページのところですけれども、シンボル性の捉え方について。これについては具体的に御助言いただいて、人が集まるようなしつらえとか建物の内外のつながりとか、夜間のにぎわいというか、夜間の照明に関してということが御意見としてあったかと思いますが、事務局のほうではいかがでしょうか。

事務局： いただいた意見を踏まえながら、内容を詰めていきたいと考えております。

田邊会長代理： それから規模についてですけれども、これは相対的な問題なので、高いものが増えたときにどう考えるかという御意見でしたが、これについてはいかがでしょうか。

事務局： これも先ほどの十何ページかの図のお話にもあったかと思うんですけれども、あそこについては事務局としても内容的には見直したほうがいいだろうということで、こちらにお出しする前から考えておったところがございますので、今日の御意見なんかも踏まえながら、よりよいものにしていきたいと考えております。

田邊会長代理： 屋外広告物については、今コラムという位置づけになっていますけれども、確かにこれ、とても重要な視点で、ここが配慮の大きなポイントだと思いますので、コラムという書き方については少し工夫をして調整していただければと思います。

事務局： そこについては、我々もこの広告物の目玉のところだと考えておりまして、要は広告物を排除するというと、まちににぎわいなくなってしまうので、基本的には広告物はあったほうがにぎわいを創出できると思っています。ただ、やみくもにルールがない状態で作るとよくないまちになってしまうので、その辺りをどうするかというところの中で、広告物の必要性をちゃんと認めながら、こういうものを作るというですよ、こういうものを作ると宣伝効果がありますとか、人を集められますというところを我々としても出していきたいと思いつくついていますので、いただいた意見を踏まえて整理したいと思います。

田邊会長代理： お願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。今日、まだ御発言いただいていない委員さん、何かありましたら。荒井委員、お願いします。

荒井委員： すみません、ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。資料の3の屋外広告物のほう、今いろいろと御説明があつて、非常に、私はこれ結構意欲的に頑張っているなと思って捉えました。7ページのところで目標1から4ということで、様々な形で図を出そうとされていて、それが今ずっと話題になっているコラムのほうに反映してもらっていると思いますので。評価できるなと思ったのは、今御説明ありましたけれども、ネガティブに捉えるのではなくて、ポジティブに捉えようというのは、そこは伝わってきて、それはぜひ規制だけではなくて、にぎわいを演出するとか地域性を出していくという形で整理をしてほしいなと思います。

一方で、確かにコラムという書き方がいいのか、あとは今のコラムは今日いただいた資料を見ると、ぱっとした絵のイメージのところだと、駅前とか、そういうようなイメージが絵で伝わってしまうので、そこら辺が表現の仕方に工夫が必要なのかなと思います。ただ一方で、13ページの対象とするエリアのところ、今13ページには絵が入っていますけれども、14ページのところもどんどんそういうふうな絵につながるよう

な具体性、絵としての具体性が出てくるのかなという気がしますので、そこら辺の書き分けですね。

最初のコラムのところで多分全体的なことを扱って、十三、十四のところでより具体的に出ているのだらうかと私なんか思いましたので、その方向性を考えながら、どのページに何を提示していくのかというのをより整理をされて出していくと。

先ほど話がありましたけれども、都心とは違って国立市の持っている特徴ってすごくあると思いますので、そういう中で屋外広告、まちなかだけではなくて、住宅地のほうとか農村のほうとかを扱おうというのはすごく大切なことだと思いますので、ぜひ期待したいなと思います。よろしくお願いします。

意見です。よろしくお願いします。

田邊会長代理： ありがとうございます。意見ということです。大きくはこのガイドライン自体の編集とか、それぞれの項目のつながりということと、あともう一つは国立市の特性ということで、駅前とか幹線道路、沿道だけではない地域のあり方というのもとても重要だというような趣旨の御意見だったと思います。

事務局のほうで何かありますか。

事務局： いただいた御意見で取り組んでいきたいと思います。

田邊会長代理： 分かりました。

ほかはいかがですか。大川委員、お願いいたします。

大川委員： よろしいですか。広告物のほうの話になりましたので、ちょっと根本的な話で、事務局の先ほどの意見と違うかもしれないのですが、国立のイメージといいますか、今まで言われている国立ブランドというイメージで、大学通りを中心とした非常に整然として規制のかかったまちなみというのに魅力を感じている人が多いような気がしています。それで、文教地区もかかっていますので、駅前にパチンコ屋さんがないとか、マージャン屋さんもないとか、そういったのが魅力の一つだよということを言われているのを僕もよく聞きます。

そういった意味でいうと、広告物ガイドラインというのは、都の広告物のほうに合わせているというか同じような感じだと思うんですけども、国立独自の姿勢というの僕らは表していったほうがいいのではないかという気がしています。極端な話をすれば、広告物は駄目ですよとまで言ってしまうと、あれ、国立って広告物は駄目なんだと。そういうまちなみをつくっているんだという一つのイメージを発信ができるのではないかと思うんです。

ただ、もちろん、じゃあビルの名前も分からない、お店も分からないで、皆さんGoogle検索して行ってくださいみたいな話というのは易しくない話ですので、7ページにある目標1の「にぎわいを演出する広告物づくり」というのは、書き方にするとあるかもしれないんですけども、それは例えば1階のみに限るとか、1階2階のみに限るとか、そういった規制の強化という言葉が強いかもしれませんが、コラムのところでもあった整然として、後で配付された資料にも上のほうではなくて下のほうに、目線の近いほうでやったらどうでしょうかみたいにかいていっているところがありますので、そういったものを強く言っていったほうがいいのではないかと思います。ビルの上とかではな

くて、歩く人が視認できる程度で、国立自体の商業地域というのはそんなに大きな範囲ではありませんので、そういったものでも十分ガイドができるのではないかと僕は思います。

ですから、国立らしい特性を踏まえた規制というのを具体化して記載していったらどうかというのが僕の意見です。

以上です。

田邊会長代理： ありがとうございます。事務局のほうはいかがですか。

事務局： 御発言の趣旨は十分分かっていて、おっしゃりたいことも分かっているつもりなんです。そこまでするのが、それが国立らしさとか国立のまちなのかなと思うところもあります。

今回、広告物のガイドラインをつくるに当たって、結構まちを歩いたと思います。国立は特に駅前中心になりますけれども、商店街を見た中で、地元の方がやっているお店って、ロゴを含めてすごくよく考えているんです。色だったり形だったり、こういうものを出したら自分のお店の価値を高められるというのを、すごくよく考えて出しているなと思ったんです。ちょっと言い方が悪いのですが、一方チェーン店は、どちらかというとそれよりは派手な色を使って、とにかく目立たせるみたいな傾向があるなと思ったのがありまして。そういう意味では、確かにある程度派手なものを抑制するというのはあると思うんです。

一方で、いろいろなロゴの中には、この色どうかなとちょっと思うようなものも確かになくはなくて、そういったものが例えば制限されるような方向にいくというのは、よくないかな、それも含めて国立の個性かなというふうに私は思っているところがあって。そういう意味では、どちらかというとチェーン店の派手なものとか突出したものを押さえた中でうまくまちができたらいいなと考えているので、大川委員の意見のところまでいくとちょっと強過ぎるかなと、思っているところでございます。

大川委員： すみません。私が先ほど言ったのは、ロゴとか広告物の強さ、派手とかをいっている話ではなくて、範囲とか。例えば1階部分とかにそういう派手なやつがあっても、お店でやっていることを知らしめるためのロゴですので、別に僕はいいような気がします。それから、国立の人たちのセンスのいいサインというのは、それはそれでよくやっているなという気がすると思うんです。

13ページにあるような、これはまた変えるのかもしれないんですけども、壁面にいろいろついているものがごちゃごちゃしているのが国立らしいかというのと、そうでもないような気がしまして。もっと抑制した形の広告物のほうがいいのかという気がしているんで、そういう意味で言ったところです。どんどん規制して行って、ロゴとか色まで全部を規制してとか、そういう意味で言っているわけではないです。

田邊会長代理： そういう意味でいうと、今回当日配付資料としてつけていただいているコラム、これはコラムではなくなるかもしれないですが、コラムのポイントの1のところに、一番冒頭のところで「情報は低層部にまとめて分かりやすくする」というようなことも書いていただいていますので、こういう部分を国立の今の景観に当てはめてどういう書き方にするのかということ、少し工夫していただくのが現実的なところでは一つ考えられる

のかなと思います。

全体として、大きな広告物を高い位置につけることを是としているわけではないということが、きちんとニュアンスとしては伝わるように書いていただいたほうがいいのかなということは私も感じているところです。ありがとうございました。

そうしましたら西村委員、お願いします。お待たせしました。

西村委員： すみません。今のお話とかも含めていろいろあるんですけども、広告物があるとかないとかいうレベルの景観の考え方は、国立らしいとかということにつながってくるのかなというのは、ずっと思っていて。それよりも景観のあり方って、住む人にとっての景観とまちに訪れたくなる景観は、ちょっと違うかなと思うんです。そこがまちに来る人の視点で見ると、国立はやっぱり個性的だったり、いわゆる路上の、中央線沿線の今やどんどんチェーン店化されている中で個人商店で頑張っている小さなお店とか、そういうのが国立が持っているまちの魅力の一つなんじゃないかなと思っていて。

もしくは同じチェーン店でも、例えば、国立も具体的な名前出すとあれかもしれせんけれども、例えばモスバーガーさんとかはちょっと違う個性を出されていたりとか、そういうチェーン店でもちょっと頑張った、これからのリーダーシップになるようなお店を出されていたりとか、そういうのが国立の本来のまちの可能性だったり、よさなのではないかと思っていまして。

なので、看板とかも、いわゆる企業さんはやっぱりC Iの部分があって、逐一同じようなデザインで、ほかのまちにあるような看板を出されているんですが、同じチェーン店でもそういった看板が国立では工夫されていて、個性を重視した看板を出していただきたいな景観条例はつくれないのかなと、今聞きながら思いました。なので、例えば同じコンビニエンスストアのサインなんですけれども、それがアイアンでできたりすとか、そういう看板自体が国立の個性の要素になるように、皆さんアイデア絞ってくれないかみたいな誘導の仕方はできないのかなと思ったのですが。

先ほどのまちに対する開くとかにぎわいとかいう話も、じゃあ、お店があればいいのか、開いたになるのでしょうか、視線が通るような場所があればいいのかというのも、それもスケールの問題があると思っていて。大きな店舗でばーんと開かれていたら国立のまちのスケールに合わないと思うので、それも人の視点とか、スケールに合った都市、まちとの関係性をつくってほしいみたいな、もう少し国立の景観に一步踏み込んだ条例になると、条例自体もいわゆるどこか東京近辺よりも、さらに国立らしいとかということをつくっていくというのも、いかがでしょうか。

田邊会長代理： ありがとうございました。今回、条例ということではなくてガイドラインということなんですけど、ガイドラインの書きぶりについて御意見がありましたけれども、事務局のほう、いかがでしょうか。

事務局： 今いただいたものを、条例のほうは一旦置いておいても、ガイドラインというところで捉えれば、おっしゃっているところは当然我々もごもつともというふうに理解しておりますので、今回いただいた意見を踏まえながら、書きっぷりについては工夫をしたいと考えております。

田邊会長代理： ありがとうございます。

今、御意見の中にあったチェーン店の地域に合わせた景観配慮などは、まさにコラムに入れると後で有用に使えるのかなと思いますので、そういうワンポイントのところでいうのを工夫されるといいのかなと思いました。

ほか、いかがでしょうか。西村委員、よろしいでしょうか。よろしいですか。

では、渋谷委員、お願いいたします。

渋谷委員： 渋谷です。感想になるんですけども、テナントを借りる側のケースを考えてみたのですが、空中階、2階、3階を借りようという人は、意外と看板の設置をすごく気にしている方が多いんですね。看板が1階に出せないのだったら諦めるよというような借手もいるので、なかなか規制とか、つけてはいけないよという方向になると、空きっぱなしのテナントも出てきてしまうのではないかなと思っています。

今、看板の掲示については、家主、ビルのオーナーと、借り手だけで合意を得てやっているのだと思うのですが、そこに何か力を加えようとすると、なかなか浸透しないのではないかという印象があります。借りるとき、借りる人が探しているときに、こういうガイドラインがあるんだよということを周知しないと、契約を結んでから、契約金を払ってから看板が出せないなんてことで規制がかかると、それはまた問題になりますし、なかなか浸透しない方向になるんだろうなという印象を受けています。

以上です。

田邊会長代理： ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょうか。

事務局： 広告物なんですけど、道幅とか街路樹があるかないかとかで、いろいろ状況が変わってくると思うんですけども、でもまちを歩いた中でいくと、例えば窓面とかに突出した広告が3階ぐらいにあっても、広告があるなというのは認識できるんですが、何が書いてあるか頭に全然入らないんですね。建物に平行する形でつけるのはせいぜい1階のサッシぐらいの高さまでで、突出したものでも情報として認識できるのは、せいぜい2階ぐらいまでなのかなというのが個人的な印象です。そうすると、例えばよく窓面で2階とか3階とかに、広告をどんと文字で、何とか何とか事務所とか、何とか何とか商店とかあるんですけども、あれ、ほとんど頭に入らないんです。

じゃあ、どうやったら情報が伝わるかといったら、そういうものが目につくように、1階の低層部分の歩行者の歩くところに、例えばビルの入り口とか店舗の入り口にそういう情報が足元にあると実は一番目につくので、そういうところをこのガイドラインにもそうしたことをうたった中で、こうすると印象に残るんだねというのを出せていけたらいいかなとは思っております。

田邊会長代理： ということでですけども、渋谷委員のおっしゃるように、見える見えないではなくて、とにかく広告物を出しておいたほうが安心というような事業者さんの感覚というのはどうしてもあると思うんですね。そのときにとても重要なのは、建物全体で情報をどうやって見せるかということで、例えばビルオーナーさんによっては管理規約のようなもので、広告物を出せるのはこの場所に限られていますということでつくっていただくと、例えば建物の高い位置から低い位置まで一つ情報のゾーンみたいなのができて、建物としてはきれいに見えるとかいうやり方もあったりしますので、広告物についてはいろいろな手法がありますので、少し研究をしていただいて、無理のない範囲でよりよいもの

ができるようなガイドラインというのがあるのかなと思います。ありがとうございました。

大木委員、お願いします。

大木委員： 今のお話で、おっしゃるとおりだと思うんですね。こういうガイドラインって割とネガティブチェック的な性格を持ちやすいもので、あれも駄目これも駄目みたいな形になりがちなのがあると思います。

ただ一方で、事業者から見たら、じゃあどうすればいいの？という問いに対する例示があるといいのかなと思います。例えば国立らしさみたいなのところの中に、事務局がいろいろお調べになって模範になるであろうようなものの要素が提示されているなど、具体的に、こういう場所にこういうデザインのものを出したら、国立らしさをつくりつつもお店にとってメリットがあるというようなものが、できるだけ一般の方に分かるような内容で表現されているといいのかなと思いました。表現としてどこまで具体的に出せるかという課題はあるとは思いますが。

田邊会長代理： ありがとうございます。ということで、具体例等も含めて紹介していただきたいという意見だったと思います。

田中委員、よろしくお願いします。

田中委員： あと、ここにはほとんど書いていないのですが、将来的な広告、ここがデジタルサイネージ、旧国立駅なんかもやっていますけれども、ああいったものが今後は増えてきたりですとか。あとは夜、都会を歩いていると、プロジェクションでビルの上から道路にどんとお店を照らしたりだとか。今、国立の市内でも、夜はイルミネーションというところの中で、市内を照らしたりとかというところが出てくるところもあります。ドローンですとかその辺も含めて、分からないけれども、そういったところで新しいデジタル的な技術をもった広告等も多分入ってくると思いますので、そういったところも今後は考えていかなくはいけないのかなというところで、意見でした。

田邊会長代理： ありがとうございます。ということですが、これ、とても重要で、広告物がどんどん変わっていきますし、一般的な面として表示されている広告物よりも、デジタルのもののほうが表現としてはどうしても強くなりがちですので、ここについてはしっかりとこの段階であるべき姿というのは示しておくべきかなと私も思います。

ということで、よろしいでしょうか。

事務局： デジタルサイネージとかプロジェクションマッピングについても、どうしようかということについては中で検討しています。デジタルサイネージも、駄目というより、やっぱりこれは使い方だと思っているので、うまく使うと非常に魅力的なまちなみを演出できるかなと思っていますので、その辺りはあってもいいのかな。夜間照明のお話なんかも、商業とか近商なんかはある程度そういうものは当然あるべきものと理解していますので、こうだったらいいねというところをうまく出せたらなとは思っています。

田邊会長代理： ありがとうございました。

私は今回取りまとめという立場ですが、一言言わせていただくと、デジタルサイネージ、大きなものはないほうがいいと思います。そういうふうに抑制している地域というのたくさんあって、やはり景観に与える影響というのは非常に大きいですし、

国立のような都市の場合、夜間安寧というのもとても重要だと思いますけれども、そういうものを脅かす要素でもあると思いますので、これについてはあまり是とする方向でないほうがいいというのが私の個人的な意見です。

ほかにかがでしょうか。

大川委員：先ほど色の話もありましたけれども、サインの色の規制をするみたいなことというのは、今は入っていないのですが、考えていることはあるのでしょうか。有名な話では、たしかパリのシャンゼリゼの日本航空の赤い鶴の色が駄目で金色になったという話を昔聞いたことがありますけれども、そういったのを入れていくということは考えて……。

田邊会長代理：この点については、ガイドラインの15ページのところで、色の目安というのが一応示されています。

大川委員：すみません、ありますね。ありがとうございます。

田邊会長代理：ということで、一旦御意見としては伺ったんですが、私もこれについて少し、私色彩が専門なので、危惧している点が幾つかありますので、最後に私の意見ということもお伝えしたいと思います。

まず色彩については、建築物のほうと広告物のほうでマンセル値という形で具体的に示していただいていますけれども、マンセル値というのはもろ刃の剣のようなところがありまして、この範囲だったら使ってもいいというような読み方もされてしまうんですね。数字だけのチェックになってしまうと、必ずしもいい方向にいきませんので、数字はあっていいと思いますけれども、数字の趣旨とかあくまで周辺との調和の中でこの数字の中のものを選ぶというようなことを、少し定性的なものを書き加えていただかないと、これが悪意的に用いられることがままありますので、それについては御留意いただきたいということが一点です。

あともう一つは、今、ガイドラインは2つ素案という形で用意されていて、1月にパブリックコメントに諮るということですが、今回沿道のまちづくりということで、市民に都市計画のありよう、あるいは都市景観の誘導のありようを分かりやすく伝えてくださいというのが、この答申の骨子の一つだったと思います。そういう意味でいうと、このガイドラインというのは事業者さんだけが見るものではなくて、市民が御覧になって国立がどういうまちを目指しているのかというのをかなり具体的にビジョンとして示すものになると思いますので、そういう意味では図版とか事例写真ですとか、そういうものを充実していただいて、目指すべき方向が一目で分かるようなものにしていただきたい。

そういう意味でいうと、今から大分頑張ってもらわないといけないと思うんですが、せっかくこういうものができるというのは、非常に貴重な機会ですので、ぜひいいもの、分かりやすいもの、視覚的に理解できるようなものを作っていただきたいと思っています。

ほかにかがでしょうか。報告といいながら、かなり意見をいただいているのと、事務局とも意見交換という形になりましたけれども、ほか、いかがですか。

事務局：すみません。事務局から。

田邊会長代理：事務局、お願いします。

事務局 : 今いただいた御意見で、色の数値だけではないというところのお話と、それから絵を出すというお話なんですが、まず数値だけではないというところは肝に銘じて、書き方については工夫をしていきたいと考えております。

それから、パブコメに向けてなんですけれども、すみません、今、文字情報が主体なんです、パブコメに当たりましては今予定となっているイラスト関係、こちらを全て入れた状態でさせていただく予定でございます。確かに時間はどうなんだというところはございますけれども、その前提で今動いておりますので、そこまでにはきちんと仕上げた形で市民の皆様に見ていただきたいと考えております。

田邊会長代理 : 期待しておりますので、よろしくお願いします。

ちょっと注意なのですが、屋外広告物の場合、事例写真を載せるというのはとても難しく、店の名前とか所在が分かってしまうので、写真を載せる場合は一軒一軒許可を取らなければいけないということがあって、それがとても手続としては手間がかかるので、その辺りも踏まえてスケジューリングをしていただくといいかなと思います。

事務局 : そちらにつきましても、ガイドラインは恐らくほぼほぼ写真は使わないです。やはり今危惧されているお話がありまして、基本計画のときに写真の掲載が非常に大変だったというのがございますので、ガイドラインでは理想というかあるべき姿を示していくということでございますので、今回はイラスト主体で掲載をしたいと考えております。

田邊会長代理 : 分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。

御報告ということですが、長く時間を取らせていただいて内容の確認をさせていただきました。

それでは、以上で議題の2「報告事項 景観づくりガイドラインの策定について」を終わりたいと思います。

続きまして、議題の3「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 : 事務局のほうからは特にございません。

田邊会長代理 : ありがとうございました。

それでは、ほかに皆さんから何かありますか。特にないようでしたら、これで終わりにしたいと思いますけれども、事務局もよろしいでしょうか。大川委員、お願いします。

大川委員 : たしかまちづくりのあり方の景観のほうの話で、今、近隣商業の容積率400%でどのくらい建つのかというのを具体的にモデルで表したらどうかという意見が、何回か前の委員会であったと思うんですね。ありましたよね。

田邊会長代理 : ありました。

大川委員 : そういったのが、地域の人たちはこの容積率でどのくらい建つというのを認識していないから、国立らしさという話をするのにそういったのをガイドラインで示していったらどうかという意見があったと思うんですけれども、そういったのというのは今回このガイドラインに載せるとかいう話というのはないのでしょうか。

事務局 : 容積率のお話なので、ガイドラインで載せるというのは、景観のお話ですから、ちょっとそこはそぐわないんじゃないかなと考えております。

大川委員 : 別のことを考えているということですか。

事務局 : そのモデルをというお話につきましては、あったほうがいいだろうけれども、行政がそこを主体的に出すということについてはやっぱり慎重でなければいけないと考えているというのがありますので。たしか前回の審議会の中でも、行政がそれを出すというのはすごくハレーションの状態になるので、例えばそうではないところが出すというのはあるかもしれないし、あるいは行政が出すとしてもその使い方、出し方というのはよく考えて出さないと、非常に市民に混乱を生むのではないかということで、そういうような整理になったかと思いますので、現段階でこうしようとか、こうするというようなところまで考え方の整理ができているわけではございません。

大川委員 : 分かりました。

田邊会長代理 : よろしいでしょうか。そういうことですので、立場としてやはり難しいところがあると思いますので、これについてはかなり行政としては対応が難しいのかなと私も思います。

ということですので、議事に関しましてはこれで終了いたしました。

これをもちまして、閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(午前11時30分) 以上